

石川県立小松明峰高等学校

いじめ防止基本方針

2019

目 次

1	いじめ問題への基本姿勢	2
2	いじめの定義	3
3	重大事態とは	4
4	解消している状態とは	4
5	いじめに関する基本的認識	5
6	いじめのサイン	6
7	いじめ対策チームの設置とその内容 指導方針の決定内容	7
8	いじめ発生時の対応図	8
9	いじめ対応アドバイザー	8
10	教師が行う適切な初期対応	9
11	相談時の配慮事項	9
12	いじめの状況とその対応	10
13	インターネットを利用したいじめへの対応	11
14	いじめ理解のために	13
15	いじめに関する取組の充実	14
16	学校において生じる可能性のある犯罪行為などについて	16
17	PDCA サイクルに基づいた行動	17
18	主な相談機関	19
19	いじめ発見シート	20

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そして、いじめ問題は、学校における最重要課題であり、学校が一丸となって組織的に対応し、関係機関や地域・保護者と積極的に連携しながら「安心して学ぶことができる環境」づくりを推進するものとする。以下、「学校いじめ基本方針」に基づいた本校のいじめ防止基本方針と施策である。

□いじめ防止法第4条 「児童等は、いじめを行ってはならない」と明記。

1 いじめ問題への基本姿勢

いじめ対応には、未然防止（居場所づくり・絆づくり・規律・学力・有用感を高める）を基本に、早期発見・早期対応を常とする。

(1) 学校を挙げた積極対応

- ①「いじめ問題対策チーム」を常設し、平時からいじめ問題に備えるとともに、日々の教職員の見守りを通して「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。
- ②警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、積極的に外部の人材の活用を進めるとともに、学校からも積極的に情報を発信するなど「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- ③いじめ問題発生時には、個別案件対応班を組織し、役割分担に沿った迅速で的確な組織的な対応でいじめの早期解消を図る。

(2) 平時からの基本姿勢

- ①いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを全職員が十分に認識し、生徒全員を対象した未然防止の取り組みを行う。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。また、いじめられている生徒には、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示し、いじめている生徒には、

警察との連携も含めた毅然とした対応をとることを示す。

- ③教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つことを認識し、生徒一人一人を大切に意識を持って、いじめを助長することがないようにする。
- ④いじめが解決したと見られる場合でも、気づかないところで陰湿ないじめが続いている場合もあることを認識し、継続的に必要な指導を行う。
- ⑤定期的な調査だけでなく、必要に応じて、生徒の発するサインを見逃さないようきめ細かな実態把握に努め、情報を全職員で共有しながら迅速に対応する。

2 【いじめの定義】

(いじめ防止対策推進法第2条1項)

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じるような、直ちに警察に通報するものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立つて行うこと。特に、いじめには、多様な態様があることを鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈することのないようにすること(例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。)

(注2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指

す。

(注3)「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。

(注4)「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。

(注5)けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 【重大事態】とは (いじめ防止対策推進法第二十八条)

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

4 【解消している状態】とは (いじめの防止のための基本的な方針)

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認めること。児

童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 いじめに関する基本的認識

- (1) 「弱者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。

どのような社会であっても、いじめは認められない、いじめる側が悪いという明解で毅然とした態度で行き渡らせる。また、いじめは生徒の成長にとって必要な場合もあると言う考え方は認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に認められない。

- (2) 被害生徒の立場に立った親身な指導を実施すること。

どの生徒、どの学校においてもいじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。いじめ件数が少ないことのみをもって問題無しとすることは早計である。

- (3) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話・触れ合いの確保が重要である。

- (4) いじめ問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。

- (5) 家庭・学校・地域社会すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、取り組む必要があること。

6 いじめのサイン

(1)表情や態度

沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりとした状態である。視線を合わせるのを嫌う等。

(2)服装

シャツやズボンが破れている。釦が取れている。衣服の汚れが目立つ等。

(3)身体

顔や身体にあざ。マジックで身体へのいたずら書き。登校時に身体の不調を訴える。顔がむくんでいたり青白い等。

(4)行動

ぼつんと一人でいることが多い。急に学習意欲が低下する。忘れ物が多くなる。休み時間にうろうろする。特定のグループと行動するようになる。使い走りをするようになる。保健室への頻回来室等。

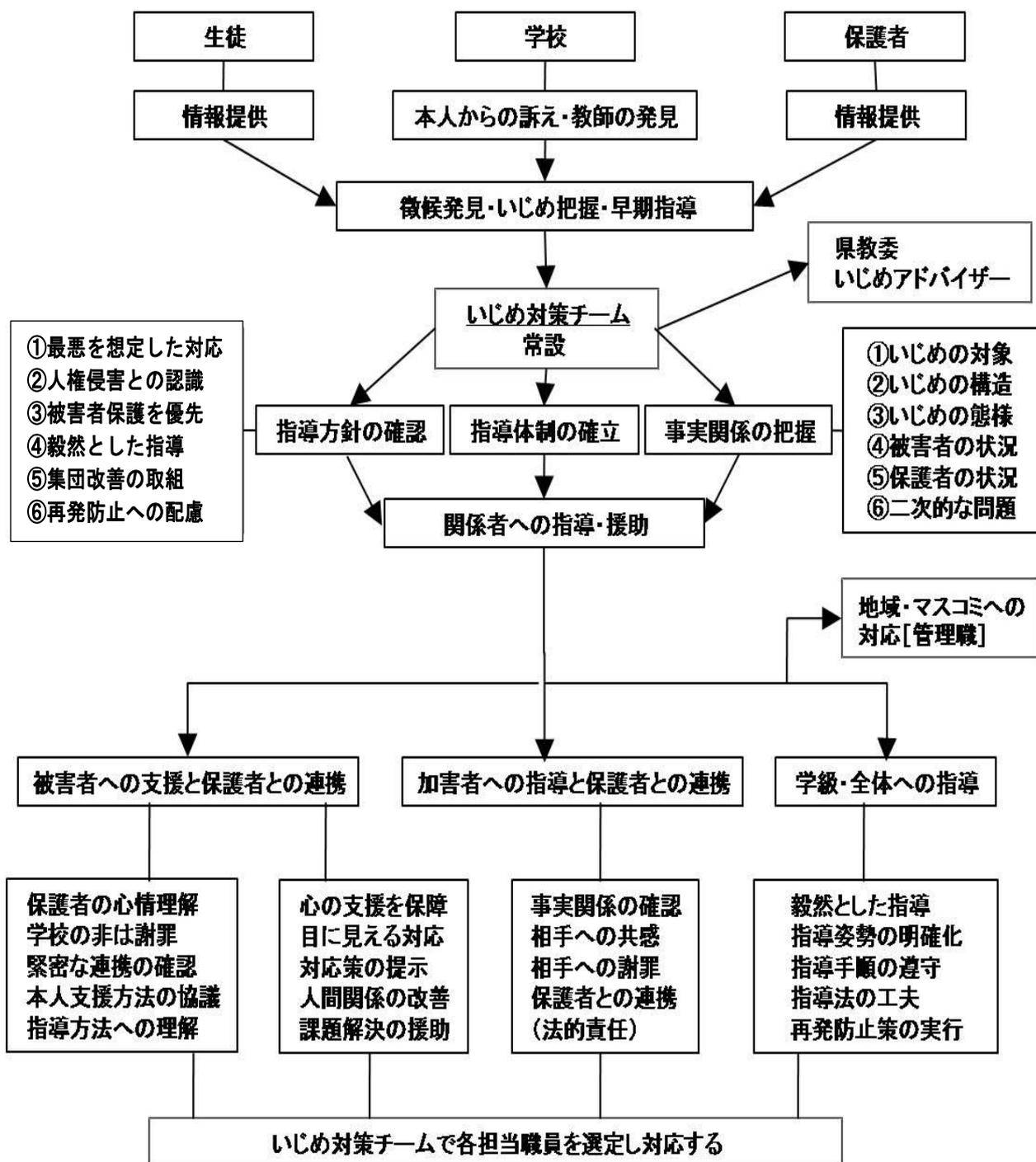
(5)周囲の様子

授業時、特定の生徒が発言しても周囲の反応がない・冷ややか。人格を無視したあだ名を付けられる。よくからかわれたり無視されたりする。発言に爆笑がおきる。集会時に特定の生徒との空間が大きい。特定の生徒の物が頻繁になくなる等。

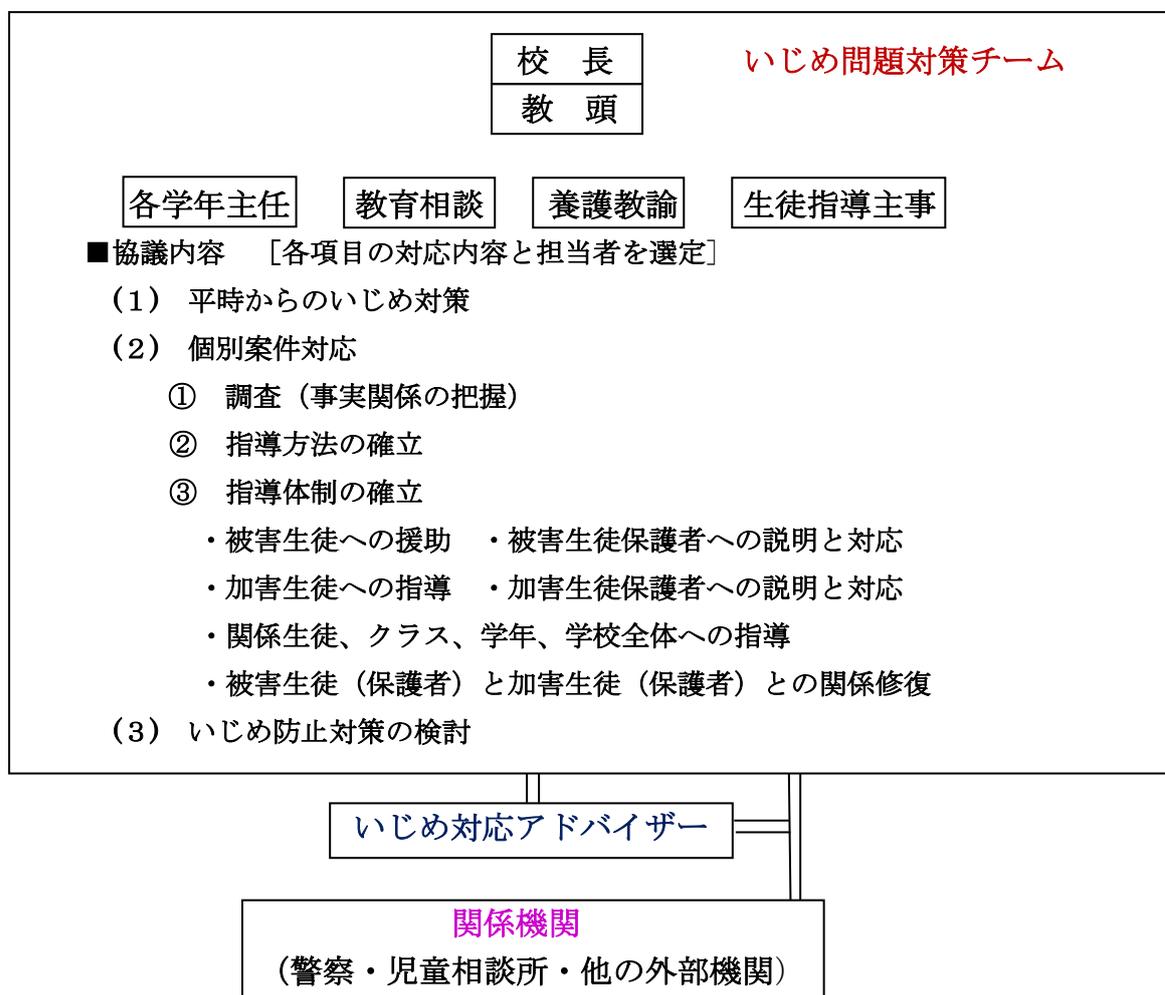
(6)その他

- ・授業中や休み時間に、生徒の人間関係の崩れを捉える
- ・校内の目の届きにくいところを定期的にチェックする
(トイレ、グラウンドの倉庫周辺、部室、校舎デッドスペースなど)
- ・隠れたところにたまる生徒をその場にとどまらせないようにする。
- ・全ての教職員から生徒の気になる情報を得る。
- ・個々の生徒について、生き生きとできる居場所(活躍できる場)をもたらせるよう努める。

7 いじめ対策チームの設置とその内容



8 いじめ発生時の対応図



9 いじめ対応アドバイザーの活用

必要に応じて、いじめ対応アドバイザーを招聘し、下記の指導助言を受ける。

(1) 平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導助言

(2) いじめ問題発生時の個別案件に対応する指導・助言

- ① 具体的な対応策に関する指導・助言
- ② 警察、児童相談所等の外部関係機関との連絡・調整
- ③ 心理的、医療的ケアが必要な場合の専門家による助言

(3) いじめ問題に関する校内研修講師

10 教師が行う適切な初期対応（発見から指導方針決定まで）

(1) 相談を受けた際（本人・保護者）

聴くことに徹する。相談者の思いを最後まで十分受けとめる。

(2) いじめと個人の課題を区別して対応

個人の課題が要因となっていると感じても、いじめ相談中には扱わないで、別の機会を設けて援助・指導を行う。

(3) いじめを非と強い認識を持って対応

「いじめは人間として絶対に許されない行為」という強い認識を持つ。

いじめられている生徒・保護者の辛い気持ちに理解を示し、「いじめは絶対に許さない」という意識を持った対応をとる。

(4) 解決に向け、一緒に考える姿勢を持つ。

いじめられている生徒の気持ちや意向を最大限に尊重し、解決策を一緒に考える（解決の方法や謝罪の有無・方法など）

(5) 保護者との連絡は定期的に行う。

いじめの事実を正確に伝え、学校の指導方針に対する理解を求める。

指導が継続する場合は、指導後の生徒の様子を随時連絡する。

11 相談時の配慮事項

(1) なるべく静かな部屋で話を聴く。

(2) 30分～60分程の時間を確保し、じっくり話を聴く。

(3) いつ・どこで・誰が（人数）・どんなことを・いつ頃からなど具体的に記録する。

(4) いじめは許さないという姿勢をはっきり示すとともに、「あなたは悪くない」というメッセージを送る。

(5) 次の言葉は使用しない。

- ・それはいじめではない。
- ・たいしたことはない。
- ・あなたにも責任がある。

- ・もっと強くなろう。
- ・〇〇君にもいいところがある。など

(6) 相談の最後に

勇気を持って話してくれたことを賞賛し、「あなたを守る」という姿勢を伝える。

12 いじめの状況とその対応

(1) 身体的・経済的被害が繰り返され、いじめ行為が犯罪用件をみたすような場合（違法行為）。

[対応]

学年・学校全体で取り組む。警察や児童相談所と連携する。

(2) 心理的・物質的ないじめが繰り返され、いじめの事実が確認可能の場合。

[対応]

学年・全体で取り組む。いじめた生徒、いじめられた生徒、双方の話しをよく聞き、事実確認、それぞれの指導、学年集会・LH等での集団指導を実施する。双方の保護者と話し、協力を求める。保護者会の開催なども実施。

(3) 心理的ないじめの繰り返し、ふざけの延長など、いじめの事実確認は困難な場合もあるが、いじめられる側にストレス症状が出ている。

[対応]

双方の話しをよく聞く。いじめた側に加害者意識が乏しい場合や双方がいじめを否認する場合もある。教員による事実確認、指導が一般的。クラス全体への指導や保護者への説明を行う。

(4) 仲間内で一時的にいじめ行為がある（友人関係のトラブル）。

[対応]

一方または双方に自分たちで解決策を考えさせる方向で話しを聞く。双方合同での話し合いも効果的。＊表面的な和解で終わることのないよう注意する。

(5) 積極的ないじめ行為は確認できないが、集団での位置づけが固定し、疎外されている。いじめられた側は被害者意識をもっている（集団内での孤立）。

[対応]

周囲もその状況に慣れているため（教員も含めて）いじめと認識されにくい。

孤立している生徒を支えながら、集団全体への働きかけをする。

(6)強い被害感・被害妄想

[対応]

いじめを訴える生徒へ個別対応する。医療機関などの紹介も行う。

13 インターネットを利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

インターネットを介した誹謗中傷や名誉を著しく毀損する書き込みなど、ネットを通じたいじめが今日的な課題となっている。以下のいじめの未然防止と早期発見、そして具体的指導を実施する。

(1) 未然防止・早期発見のための取り組み

- ①教科（情報と社会）・非行防止教室などを通して、情報モラル・リスク教育の実施
- ②家庭内におけるインターネット利用のルールづくりとフィルタリングサービス利用の徹底
- ③生徒会活動によるネットいじめ防止呼びかけ
- ④教育委員会と連携したネットパトロール（ネットチェッカーズ）
- ⑤ネットいじめ問題に関する職員研修と保護者への周知

(2) ネットいじめ発生時の対応（被害生徒のケアと加害生徒の指導）

①被害生徒のケアと保護者対応

被害の状況把握後、被害生徒保護者に対して以下の点について説明を行う。

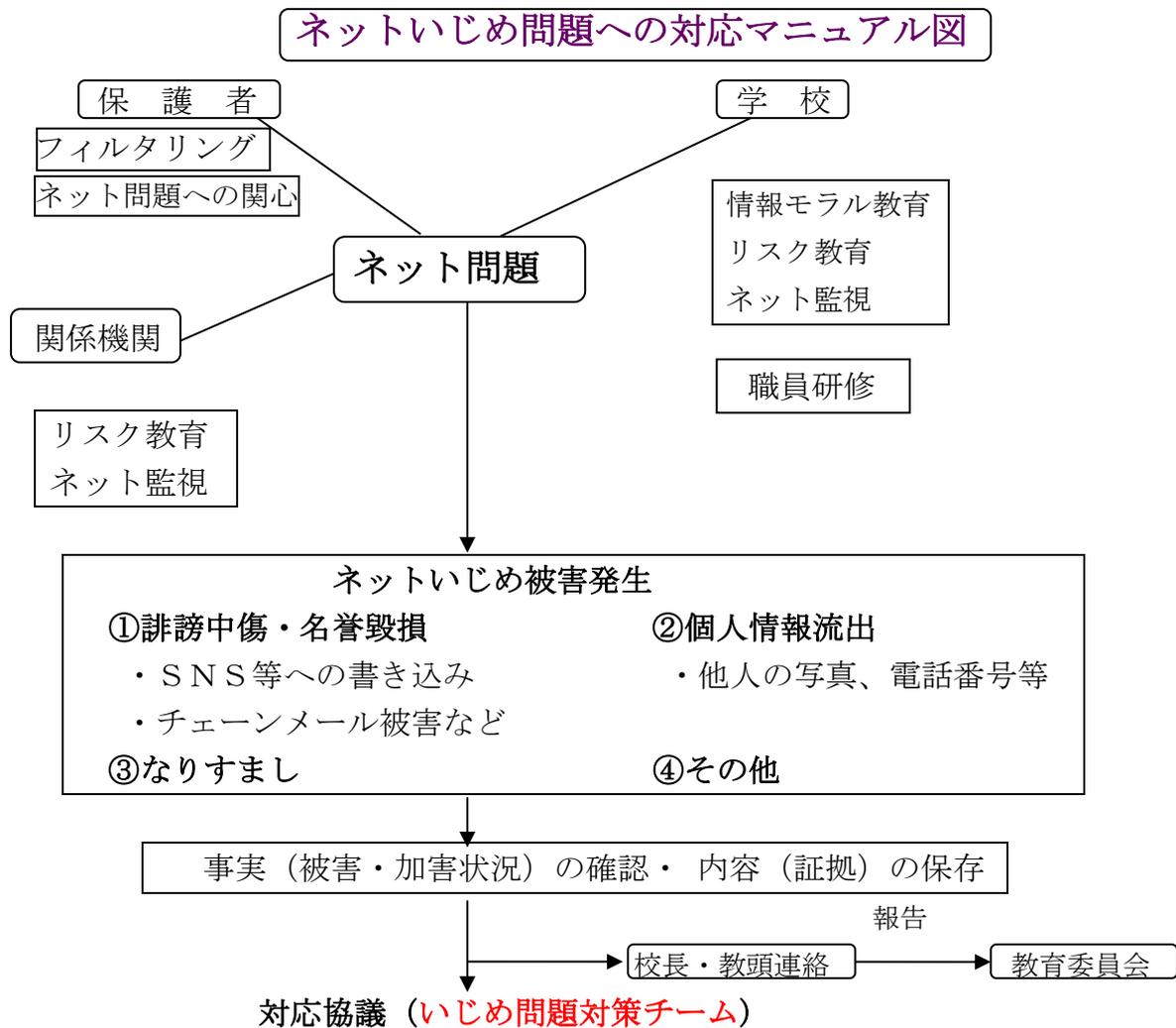
- ・被害の状況により、被害生徒に対して担任・学年・教育相談・生徒指導担当・その他関係教諭が適宜精神的ケアに努める。
- ・加害生徒が本校生徒である場合、加害生徒に対する今後の指導方針につい

- て説明する。
- ・加害生徒が他校生あるいは外部である場合、学校・関係機関との連携した対応について説明する。
 - ・悪質な行為の場合、関係機関の紹介と被害の届出を勧める。
 - ◆場合によっては、学校が関係機関と連携して対応する。
 - ・再発防止に向けた学校の取り組みについて説明する。
 - ・加害生徒（含：保護者）の謝罪の場を必要に応じて適宜設定する。

②加害者への指導と保護者対応

行為の内容把握後、加害生徒保護者に対して以下の点について説明を行う。

- ・行為内容を具体的な証拠（掲示板など）とともに説明し、あわせて再発防止に向けた具体的な取り組みの協力依頼をする。
- ・加害生徒に対して、社会的制裁も含めた厳しい指導と情報モラル教育、そして必要に応じてケアも実施する。
- ・被害生徒（含：保護者）に対する謝罪の場を必要に応じて適宜設定する。
- ・加害者が他校生・外部である場合は、当該校・関係機関と連携して対応する。



14 いじめ理解のために

(1) いじめの構造（いじめの4層構造）森田洋司 1986年

いじめには次の生徒が存在

- ①「いじめる生徒」
- ②「観衆（いじめを助長する生徒）」
はやしたてたり、おもしろがったりして見ている。
- ③「傍観者（見て見ないふりをする生徒）」
- ④「いじめられる生徒」

いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる生徒が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持していじめを促進する役割を担っている。持続・拡大を防ぐには、仲裁する生徒の存在と「観衆」「傍観者」への指導が必要。

15 いじめに関する取組の充実

年 間 計 画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
委員会・行事等	いじめ対策委員会 (随時) 保護者向け啓発 PTA 役員会	グッドマナーキャン ペーン(小松市) 教育相談委員会 PTA 総会 授業公開	保護者向け啓発	教育相談委員会 親子奉仕活動 保護者懇談会	いじめに関する 校内研修	グッドマナー キャンペーン
防止対策	新入生オリエン テーション 挨拶運動(生徒 会)	挨拶運動 (生徒会)	挨拶運動 (生徒会)	挨拶運動 (生徒会) 球技大会 (人間関係づくり)	明峰祭 (人間関係づくり)	挨拶運動 (生徒会)
	クラス・学年づくり 人間関係づくり	遠足 (ピュアサポート) 人権講話(3年)				修学旅行(人間 関係づくり)
	休日校内清掃 (プラス) 地域ボランティア (部活動)					
早期発見	面接週間①		いじめアンケート 面接週間②			面接週間③
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
委員会・行事等	教育相談委員会 いじめ対策委員会	学校公開 教育相談委員会	保護者懇談会	職員アンケート調査	教育相談委員会 防犯・非行防止 教室	
防止対策	地域奉仕活動 挨拶運動 (生徒会)	挨拶運動 (生徒会)	挨拶運動 (生徒会)	挨拶運動 (生徒会) 人権擁護放送 人権講話(1.2年)	挨拶運動 (生徒会)	挨拶運動 (生徒会) 球技大会 (人間関係づくり)
	休日校内清掃 (プラス)			挨拶運動(野球)	挨拶運動(野球)	挨拶運動(野球)
早期発見	いじめアンケート 面接週間④			面接週間⑤	いじめアンケート	

(1)道徳教育の充実

- ①行事・LHなどの特別活動や総合的な学習の時間、部活動を通して、自尊感情の醸成と生徒間でそれぞれを尊重し合う関係を構築する。
役割分担、コミュニケーション能力の育成、連帯感、評価（声掛け）、達成感等の視点で指導援助する。
- ②人権講話の実施（全学年）
- ③人権週間の設定（人権の意味と尊重の意義説明）

(2)早期発見のための措置

いじめの早期発見・早期対応のために生活実態のきめ細かい把握に努め、いじめを見つけるために次のことを行う。

- ①生徒との良好な人間関係を築くとともに日常的な観察と声掛けを心掛ける。
- ②年3回（6月・12月・2月）のいじめ調査（アンケート調査）を実施。
- ③年5回の面談週間を設定し、早期発見に努める。

(3)相談体制の整備

- ①教育相談室の柔軟な運営
相談室担当2名が傾聴による相談・聞き取りを実施する。
*週1回の学年会出席、校務運営委員会出席による情報交換
*特別支援コーディネーターの訪問相談（月1回）
- ②保健室利用における養護教諭の聞き取り
- ③「チャイルドライン・いしかわ」「24時間子供SOS相談テレホン」案内

(4)いじめを認知した時点（訴え・発見があった場合）での対応

当該生徒の担任に連絡し、当該学年主任・関係教諭と相談の上、必要があれば「**いじめ問題対策チーム**」で連携して対応する（いじめ発生時対応図）。

- ①いじめられる生徒からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないようにする。

- ②生徒・保護者からの訴えはもちろんのこと、その兆候など些細なものであっても教職員相互において情報交換をし、迅速な対応を図ること。
- ③いじめの内容（質・形態）により、中心となって対応する関係職員は臨機応変の体制とするが、関係職員への対応指示、情報伝達した場合は、対応状況から解決に至るまで管理職へ逐次報告し、組織として連携しながら対応する。

16 学校において生じる可能性のある犯罪行為などについて

(1) 警察への通報・相談に係わる基本的な考え方

- ①学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ②いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報する。

(2) 学校において生じる可能性がある犯罪行為等

- ①冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやな事を言われる。
「脅迫」「名誉毀損」「侮辱」
- ②仲間はずれ、集団による無視。
※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
「暴行」
- ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
「暴行」「傷害」

⑤金品をたかられる

「恐喝」

⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

「窃盗」「器物損壊」

⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

「強要」「強制わいせつ」

⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

「名誉毀損」「侮辱」

17 PDCA サイクルに基づいた行動

いじめ問題対策チームを中心として、以下の項目で全職員がいじめ問題への取り組みを点検し、その結果を共有して課題を明確にし、必要な改善を図る。

(1) 指導体制について

①いじめ問題の重大性を全職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。(チーム)

②いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。(チーム)

③いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。(チーム)

(2) 早期発見・早期対応について

①日常の教育活動を通じ、教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。(教職員)

- ②生徒の生活実態について、聞き取り調査や質問し調査を行うなど、きめ細かく把握に努めるなど、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。(チーム・教職員)
- ③養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して、いじめの把握及び教育相談が行われ、それが十分に機能しているか。(チーム)
- ④いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。(チーム・教職員)
- ⑤いじめの問題解決や教育相談の実施に当たり、教育委員会との連絡を密にすると同時に、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行うとともに、その周知や広報が行われているか。(チーム)
- ⑥学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。

(3)教育指導について

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立ち、学校全体として、校長をはじめ、各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう勤めているか。(教職員)
- ②道徳や学級（ホームルーム）活動の時間及び生徒会活動などにおいて、いじめに関わる問題を取り上げ、適切な指導・助言が行われているか。(教職員)
- ③いじめを行う生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携等の措置も含め、毅然とした対応を行っているか。(チーム)
- ④いじめられている生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。(チーム・対応班)
- ⑤いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に

触れ必要な指導を行っているか。(チーム・対応班)

(4)家庭・地域社会との連携について

①学校におけるいじめへの対処方針や指導計画(学校いじめ防止基本方針)等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。(チーム)

②家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。(チーム・対応班)

※()内の「チーム」「対応班」「教職員」は、それぞれ「いじめ問題対策チーム」「個別案件対応班」「教職員一人一人」を指す。

18 主な相談機関

- | | |
|------------------------------|---|
| ・ 24 時間子供 SOS 相談テレホン | 076-298-1699(24 時間受付)
0570-0-78310(全国統一 24 時間受付) |
| ・ 石川県こころの健康相談センター | 076-238-5761(月～金 8:30～17:15) |
| ・ 石川県家庭教育電話相談 | 076-263-1188(月～金 9:00～17:00) |
| ・ 石川県中央児童相談所 | 076-223-9553(月～金 8:30～17:45) |
| ・ 子どもの人権 110 番
(金沢地方法務局) | 0120-007-110(月～金 8:30～17:15) |
| ・ 小立野青少年育成センター
(金沢少年鑑別所内) | 076-231-1603(月～金 9:00～16:00) |
| ・ いじめ 110 番 | 0120-617-867(月～金 24 時間受付) |
| ・ 小松市教育センター | 0761-21-7958(月～金、第 2・4 土
9:00～20:00) |
| ・ チャイルドラインいしかわ | 0120-99-7777(月～土 16:00～21:00) |

